

病児・病後児保育室バンビ甲府東 ご利用規約

預ける側と預かる側の双方が、お子様をお預かりすることにあたり重要事項について以下のとおり共通認識を持つことによって、お子様を安全にお預かりし安心して病児・病後児保育業務をお任せいただけますように、本規約を定めるものとします。

第一条（目的）

お子様の保護者（以下「委託者」といいます）は、当病児・病後児保育室（以下「受託者」といいます）に対し、委託者の保護下にある別紙申込書（「児童登録票」以下「申込書」といいます）記載のお子様の病児・病後児保育を委託し、受託者はこれを受託し誠実に遂行します。

第二条（保育時間等）

- 一、保育時間は「病児・病後児保育室 バンビ ご利用案内」（以下「ご利用案内」といいます）の「お預かり時間」欄記載の通りとします。
- 二、委託者は、ご利用案内の「お預かり時間」欄記載の終了時刻までに、必ず当施設（病児病後児保育室 バンビ）においてお子様を引き取らなければなりません。
- 三、前項の終了時刻については、延長保育はありません。万一延長が生じた場合、所定料金をお支払い頂く[他、その日以降のお子様のお預かりをお断りする]ことがあります。
- 四、お子様の引き取りは、委託者又は委託者が予め受託者に通知した者が行うものとします

第三条（委託内容）

- 一、受託者が委託者からお子様をお預かりした時点より業務を開始します。
受託者所属の保育士（以下「保育士」という）が、ご利用案内の記載内容に従って、お子様の保育をいたします。
- 二、受託者に併設されているクリニックの医師や看護師が、お子様の病態を定期的にチェックし、必要な場合には医療行為や服薬など医療に準ずる行為を行います。医療行為の場合に限り、受託者は、申込者記載の連絡先の委託者にその旨を伝えますが、連絡が取れない場合や緊急の場合は事後に報告することとします。

第四条（料金等のお支払い）

- 一、委託者は受託者に対し、お子様の引き取り時に、所定の料金を支払います。料金については、諸般の事情を考慮の上、予め好評の上変更することがあります。
- 二、委託者は、医療行為等の料金については、お子様の引き取り時に支払います。

第五条（善管注意義務）

- 一、受託者は、善良な管理者の注意義務をもってお子様をお預かりいたします。
- 二、受託者は、お子様の特殊事情に起因して発生した事故のうち、申込書「お子様について特に知らせておきたいこと」欄に記載のない事情に起因する事故については、責任を負いません。
- 三、受託者は、お子様に既に疾病が認められこれが悪化し、またこれに関連・併発・起因して発生した事故（病名が同じであるか否かを問わない）については、責任を負いません

第六条（責任限度）

受託者は、万が一受託者の責めに帰すべき事由によってお子様に事故が発生した場合、受託者が加入している損害保険規約に基づいて支払われる保険金をもって委託者及びお子様の損害を補填するものとし、かつ同保険金額をもって受託者が委託者及びお子様に対して負担する責任の限度とします。また、前条にかかわらず、その保険規約に規定される支払事由の範囲内においてのみ、受託者は責任を負担するものとします。

第七条（緊急医療）

- 一、受託者は、お子様に緊急医療措置が必要となったにもかかわらず、委託者と連絡を取ることができなかった場合、受託者併設のクリニックにおいて同クリニックの判断に基づく医療措置を受けることに包括的に同意いたします。
- 二、前項の場合の他、治療が必要となった場合、受託者が選択した医療機関にお子様を搬送して医療措置を受けることについて、包括的に同意いたします。なお、この場合、受託者は、紹介先医療機関の医療措置の内容・結果等について、責任を負いません。

第八条（管轄裁判所）

万が一本規約に関連して紛争が生じた場合、受託者の所在地を管轄する地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所といたします。

以上

医療法人 聖愛会
甲州聖愛ハッピークリニック
院長 内布 英昭
施設長 中澤 美行